

第2回知利別川水系流域治水協議会（議事概要）

日 時：令和3年（2021年）8月31日（火）

開催方式：書面会議

1. 報告事項

（1）流域治水プロジェクトとは（資料1）

気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されている中、水害リスクの増大に備えるため、河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を防止・軽減する治水対策（流域治水）への転換が必要とされております。

このため、令和3年3月には、流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有を行う場として「知利別川水系流域治水協議会」を設置したところです。

当該協議会では、河川整備は勿論のこと、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、これに基づき各機関が流域治水を推進して参ります。

流域治水プロジェクトは、堤防整備や河道掘削などの「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」のほか、水害リスクの高い地域における土地利用規制などの「被害対象を減少させるための対策」、ハザードマップの作成・周知などの「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」から構成されますが、詳細は議事で説明いたします。

2. 議事

（1）知利別川水系流域治水協議会規約（資料2）

宅地建物取引業法に基づく重要事項説明に関連し、当該法律を所管する建設指導課の課長を幹事に追加しました。

条項や連携機関等について意見がございましたら、添付の意見用紙に必要事項を記入の上、事務局まで提出願います。

（2）知利別川水系流域治水プロジェクト（資料3）

室蘭市の市街地等を洪水から守るために「知利別川水系流域治水プロジェクト」を策定したところですが、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」及び「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を推進していくことで、甚大な被害が発生した昭和55年8月洪水を踏まえた河川整備計画規模の洪水を安全に流下させるとともに、流域における浸水被害の防止・軽減に努めて参ります。

「流域治水」は、胆振総合振興局における取組はもとより、市とも協働しながら推進していく必要がありますが、その具体的な実施計画を「ロードマップ」として取りまとめましたので、その内容について説明いたします。

なお、工程についてですが、「短期」は概ね5年以内の取組、「中期」は概ね10年～15年以内の取組、「中長期」はそれ以降の取組としております。

①短期の取組概要

「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」（ハード対策）として、市街地の浸水被害を防止・軽減するために河道掘削といった対策を推進して参ります。

また、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」（主にソフト対策）として、知利別川の洪水浸水想定区域図（想定最大）を踏まえ、避難場所などを示したハザードマップの作成や地域住民への周知といった対策にも取り組んで参ります。

②中期の取組概要

「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、引き続き、市街地の浸水被害を防止・軽減するために河道掘削といった対策を推進して参ります。

また、宅地建物取引の際には、当該宅地建物が土砂災害警戒区域内にあるかどうか等について、宅地建物取引業法に基づき不動産業者等が購入者に対して重要事項説明を行わなければならないため、「被害対象を減少させるための対策」（ソフト対策）として、ハザードマップの新規作成や見直しに関する災害リスク情報を不動産関連団体などに周知（提供促進）するといった対策にも取り組んで参ります。

③中長期の取組

「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、森林の水源涵養機能の維持・向上のための森林整備・保全対策に継続的に取り組むこと等により、流域全体の安全度向上に努めて参ります。

「知利別川水系流域治水プロジェクト」の概要は上記のとおりですが、このことについて意見等がございましたら、添付の意見用紙に必要事項を記入の上、事務局まで提出願います。

(3) 今後の予定（資料4）

本日、「知利別川水系流域治水プロジェクト」を策定したところですが、あらゆる関係者が協働して流域治水を推進するため、令和4年度以降につきましては、年1回程度の頻度で取組に関するフォローアップを行うとともに、適宜、当プロジェクトの見直しを行う予定です。

また、開催時期につきましては、開催形式が対面式の場合、水防法に基づく「胆振総合振興局河川減災対策協議会」と同日に行うことを想定しております。

このことについて意見等がございましたら、添付の意見用紙に必要事項を記入の上、事務局まで提出願います。

3. 情報提供

(1) 特定都市河川浸水被害対策等の改正について

(流域治水関連法の施行について) (資料5)

当資料は、既に管内の各市町の土木担当部局に送付しているものですが、防災担当部局にも関係する内容になっておりますので情報提供させていただきます。

当通知文では、改正水防法における「洪水浸水想定区域の指定対象の拡大等」に関する内容や、改正河川法の「準用河川における権限代行制度等」に関する記述がありますので一読願います。